

2. 研修事業

平成18年度独立行政法人国立特殊教育総合研究所研修計画一覧

名 称		期 間	募集人員	目 的
長期研修 (特殊教育指導者養成研修)		平成18年4月11日(火) ～ 平成19年3月16日(金)	35名	障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その識見を高め、指導者としての資質の一層の向上を図る。
短期研修 (特殊教育 中堅教員 養成研修)	第一期	視覚障害教育コース	100名	障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。
		聴覚障害教育コース		
		言語障害教育コース		
		情緒障害教育コース		
	第二期	肢体不自由・病弱教育コース	100名	
		知的障害教育コース		
政策課題の推進を図るための指導者研修			180名	
特別支援教育コーディネーター 指導者研究協議会		平成18年9月11日(月) ～ 平成18年9月13日(水)	(60名)	各都道府県及び政令指定都市において、特別支援教育コーディネーターの養成に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における特別支援教育の推進と特別支援教育コーディネーターの養成・活動に係る諸課題の解決を図る。
交流及び共同学習推進 指導者研修		平成18年10月11日(水) ～ 平成18年10月12日(木)	(120名)	各都道府県及び政令指定都市における交流及び共同学習を推進する立場にある者を対象に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進するための考え方や具体的な方策について、講義、研究協議等を行い、交流及び共同学習と障害の理解推進に資する。
教育現場の喫緊の課題の解決を図るための指導者研修			120名	
自閉症教育推進 指導者研修		平成18年10月16日(月) ～ 平成18年10月27日(金)	(60名)	各都道府県及び政令指定都市において自閉症教育推進の指導的立場にある者に対して、専門的知識及び技能を高め、各学校に在学する自閉症のある子どもに対する指導力の向上を図る。
LD・ADHD・高機能自閉症 指導者研修		平成18年11月6日(月) ～ 平成18年12月1日(金)	(60名)	各都道府県及び政令指定都市におけるLD・ADHD・高機能自閉症(以下「LD等」という。)の子どもに対する指導・支援について指導的立場にある者を対象に、専門的知識及び技能を高め、各地方公共団体の指導・支援の向上・改善を図る。
教職員の指導力の向上を図るための指導者研修			160名	
盲・聾・養護学校 寄宿舎指導員指導者講習会		平成18年7月26日(水) ～ 平成18年7月27日(木)	(100名)	盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する講義、研究協議等を行い、指導的立場にある寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導等の充実を図る。
情報手段活用による 教育的支援指導者研修		平成18年9月25日(月) ～ 平成18年10月6日(金)	(60名)	障害のある子どもの情報教育を担当する教職員で各都道府県及び政令指定都市において指導的立場にある者に対して、情報手段活用による教育的支援(アシスティブ・テクノロジー)等の専門的知識及び技能を高め、その指導力の向上を図る。

備考 1 実施に当たっては、上記内容を一部変更することがある。

2 「特殊教育諸学校・特殊学級設置校等校長・教頭講習会」及び「訪問教育研究協議会」については、平成18年度は休止する。

(1) 長期研修及び短期研修

1) 長期研修(特殊教育指導者養成研修) 平成18年度限り

長期研修は、障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その見識を高め、指導者としての資質の一層の向上を図ることを目的としている。

研修の内容は、研修員が研修課題を設定し、研究職員の指導のもとに、研究を進めるとともに、研究所の事業及び教育相談センターにおける実地研修、盲学校・聾学校・養護学校等における実地研修、講義の受講等を通じて研修する。なお、研修課題は、各自治体の教育課題、各学校の教育実践上の課題及び研修員自らの専門性の向上の研究等に基づき設定するものとする。

研修員は、各研修課題毎に研修グループに所属し、各研修グループ担当の研究職員の指導・助言のもとに研修を進め、修了時には、その成果を報告書としてまとめ、提出することとなっている。

平成18年度長期研修員の研修課題(ただし、研修員との協議の上、変更することもある。)

視覚に障害のある児童生徒のキャリアガイダンスの在り方について
聴覚に障害のある児童のコミュニケーション能力を高めるための支援のあり方について
知的障害養護学校における教育課程編成の現状と今後の展望について
知的障害児の就学指導の在り方、及び各学校(学部)段階における学習指導や支援の在り方の追究
知的障害養護学校における自閉症児の教育課程
知的障害養護学校に求められる自閉症児への支援について
知的障害を伴う自閉症児の「自発的なかわり」や「自立的行動」を育てる指導方法・内容を探る ～教師とのやりとりをとおして～
自閉症児の幼児期から青年期までの理解と支援の方法について
自閉性障害児におけるスキル獲得に向けた支援の在り方について ～応用行動分析の活用による検証をとおして～
特別な支援を必要とする児童生徒が前籍校へ戻るときの支援・連携
重度・重複児に対する美術的活動を通じた効果的な支援の在り方
非言語の子どもの自己決定を支える支援の在り方
言語障害通級学級における教育的ニーズに応じた学習支援について
特別支援教育における養護学校のセンター的役割について
通常の学級において特別な支援を必要とする児童への心理アセスメントと個別指導計画の作成について
後期中等教育におけるLD・ADHD・高機能自閉症等の生徒への支援について

また、長期研修(特殊教育指導者養成研修)については、研修に対するニーズの変化、都道府県の参加状況を踏まえ、平成18年度限りで廃止することとし、平成19年度からは、各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする新たな「研究員制度(仮称)」に転換する予定である。

2) 短期研修(特殊教育中堅教員養成研修)

短期研修は、障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高めることを目的としている。

研修の内容は、各専門コース毎に、講義、演習、研究協議、実地研修、課題研究等で構成される研修プログラムが用意されており、研修員は、決められた研修プログラムにしたがって研修する。また、修了時に、研修の成果をレポートにまとめ、提出することとなっている。

平成18年度各期開講のコース

第一期	第二期
視覚障害教育コース	肢体不自由・病弱教育コース
聴覚障害教育コース	知的障害教育コース
言語障害教育コース	
情緒障害教育コース	

夏期期間中に文部科学省の「盲・聾・養護学校教員専門性向上事業」に協力するため、各種研修等の実施時期を考慮し、2期に分けて実施。

講義等の概要（参考）

主な共通講義内容	コース別専門講義等（領域）
特別支援教育行政の現状と課題	障害児の教育
特別支援教育の取り組み	障害児の教育の歴史・制度
学校の安全管理	障害児の心理
障害のある子どもと人権	障害児の生理・病理
情報手段活用	障害児教育の教育課程
教育と福祉・医療・労働の連携	障害児指導理論と指導法
障害のある人の余暇活動とスポーツ	障害児教育における支援機器の活用
重複障害児の指導内容・方法	
医療的ケア	

（2）長期研修及び短期研修以外の研修

1）政策課題の推進を図るための指導者研修

特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会

（従前：特別支援教育コーディネーター指導者養成研修）

各都道府県及び政令指定都市において、特別支援教育コーディネーターの養成に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における特別支援教育の推進と特別支援教育コーディネーターの養成・活動に係る諸課題の解決を図ることを目的としている。

研修内容は、各地域における特別支援教育の推進と特別支援教育コーディネーターの養成・活動に係る現状と課題について、研究協議等を行う。

交流及び共同学習推進指導者研修

（従前：交流及び共同学習推進指導者講習会）

各都道府県及び政令指定都市における交流及び共同学習を推進する立場にある者を対象に、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進するための考え方や具体的な方策について、講義、研究協議等を行い、交流及び共同学習と障害の理解推進に資することを目的としている。

研修内容は、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を進め、相互理解を促進するための考え方や具体的な方策について、講義、研究協議等を行う。

2）教育現場の喫緊の課題の解決を図るための指導者研修

自閉症教育推進指導者研修

（従前：自閉症教育推進指導者講習会）

各都道府県及び政令指定都市において自閉症教育推進の指導的立場にある者に対して、専門的知識及び技能を高め、各学校に在学する自閉症のある子どもに対する指導力の向上を図ることを目的としている。

本研修は、本研究所と筑波大学附属久里浜養護学校が共同で企画・実施するものである。

自閉症教育推進の指導的立場にある者に対する研修として位置付け、基礎的な知識・技能を踏まえ、筑波大学附属久里浜養護学校における「授業の実践演習」として班別に各教室の授業に参加するなど、以下のより高度な内容について、演習、研究協議、講義を行う。

自閉症のある子どもの個別の指導計画の作成・実践・評価について
関係者との連携・協力による自閉症のある子どもの支援について
自閉症のある子どもの教育課程の編成について
自閉症のある子どもの行動上の問題への対応について

LD・ADHD・高機能自閉症指導者研修

各都道府県及び政令指定都市における LD・ADHD・高機能自閉症の子どもに対する指導・支援について指導的立場にある者を対象に、専門的知識及び技能を高め、各地方公共団体等の指導・支援の向上・改善を図ることを目的としている。

研修内容は、LD・ADHD・高機能自閉症の指導内容・方法及び支援に関する事項について、講義、演習、研究協議等を行う。受講者は、指導・支援の事例を研究協議で発表することを予定。

3) 教職員の指導力の向上を図るための指導者研修

盲・聾・養護学校寄宿舎指導員指導者講習会

盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する講義、研究協議等を行い、指導的立場にある寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導等の充実を図ることを目的としている。

研修内容は、盲学校、聾学校及び養護学校の寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関する講義、研究協議（全体協議、部会別協議）等を行うこととしている。

なお、部会別協議における部会は以下の4部会とし、受講者からの実践発表及び協議を行う。

盲学校部会、聾学校部会、知的障害養護学校部会、肢体不自由養護学校・病弱養護学校部会

情報手段活用による教育的支援指導者研修

（従前：情報手段活用による教育的支援指導者講習会）

障害のある子どもの情報教育を担当する教職員で、各都道府県及び政令指定都市において指導的立場にある者に対して、情報手段活用による教育的支援（アシスティブ・テクノロジー）等の専門的知識及び技能を高め、その指導力の向上を図ることを目的としている。

研修内容は、障害のある子どもに対する情報教育・情報手段活用による教育的支援（アシスティブ・テクノロジー）等に関する講義、障害に即した機器の工夫や教材の作成についての演習等を行う。

(3) 文部科学省「盲・聾・養護学校教員専門性向上事業」への協力

今後の新たな学校制度への移行等を踏まえ、文部科学省が実施する「盲・聾・養護学校教員専門性向上事業」について、当該事業に係るテキストの作成、関東ブロックの研修の実施及び他のブロックへの研修講師の派遣等の協力を行う。

(4) 情報通信技術を活用した研修コンテンツの提供

各都道府県等の特殊教育センター等における教職員の研修に資するため、本研究所で開かれる研修での研究職員等による専門性の高い内容や喫緊の課題などの講義の一部を録画収録して、インターネットを利用して研究所 Web サイトから配信している。（平成18年4月末現在 配信タイトル：59講義）

< 利用方法 >

特殊教育センター等にかかわらず学校内の研修でも利用可能で、利用機関の担当者から当研究所宛メールにより、利用希望を申請することにより、折り返し視聴用ID及びパスワードを配布し、利用することができる仕組みとなっている。なお、視聴に当たっては、インターネット接続環境(500kbps以上推奨)とパソコン(Windows98SE以降)、WebブラウザInternet ExplorerVer5.5以降、動画表示ソフトとしてWindows Media PlayerVer6.4以降又はReal One Playerが必要だが、インターネット接続環境にない場合、収録DVDを貸し出すことも行っている。

受付・問い合わせ用 E-mail : v-haisin@nise.go.jp

担当(研修全般) : 研修情報課研修係

〃(システム関係): 研修情報課情報管理係